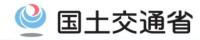
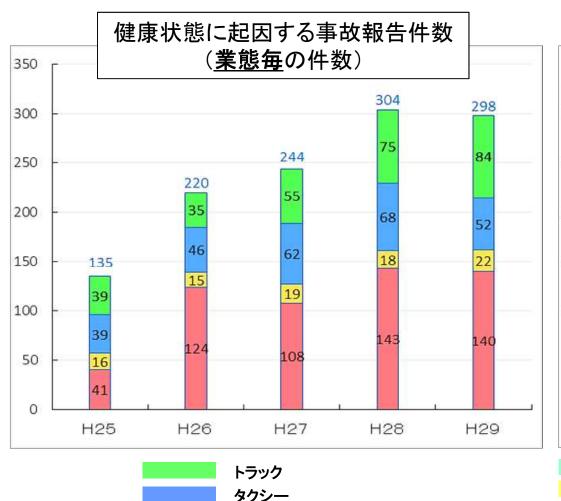
健康起因事故発生状況と 健康起因事故防止のための取組

国土交通省 自動車局 安全政策課

運転者の健康状態に起因する事故報告件数の推移

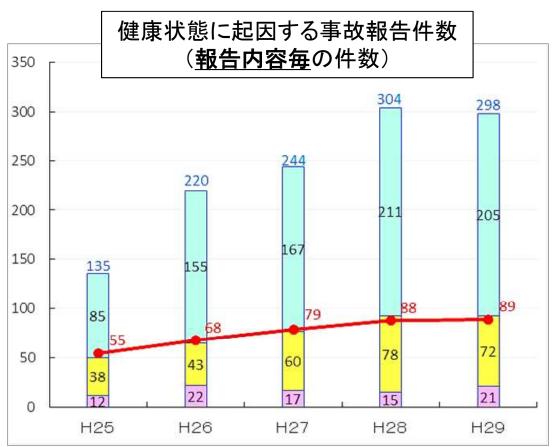


〇運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった事案として、自動車事故報告規則に基づき報告のあった件数は、健康起因事故に対する事業者の意識の高まり等を反映し増加傾向にあったが、平成29年は前年より僅かに減少した。 〇運行の中断等、交通事故に至らなかったものが大半を占めるが、約3割が運転中に操作不能となった事案である。



貸切・特定

乗合



衝突・接触がなかったもの<u>(乗務の中断等)</u>

衝突・接触を伴うもので、運転者以外に死傷者が生じていないもの(物損事故等)

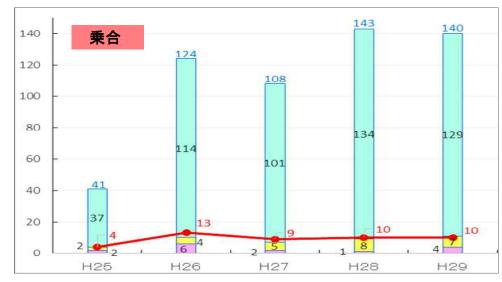
| 衝突・接触を伴うもので、運転者以外に死傷者が生じたもの(人身事故等)

運転中(信号待ち、乗降扱い中を含む)に、意識障害等により、 **運転操作が不能**となったもの

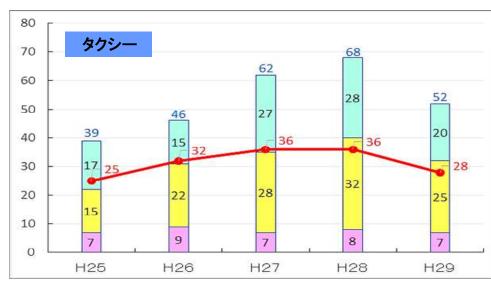
運転者の健康状態に起因する事故報告件数の推移

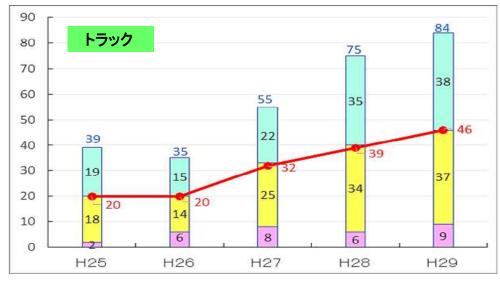


業態別の健康状態に起因する事故報告件数(報告内容毎の件数)









衝突・接触がなかったもの(乗務の中断等)

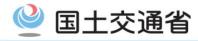
<u>衝突・接触を伴う</u>もので、運転者以外に死傷者が生じていないもの(物損事故等)

衝突・接触を伴うもので、運転者以外に死傷者が生じたもの(人身事故等)



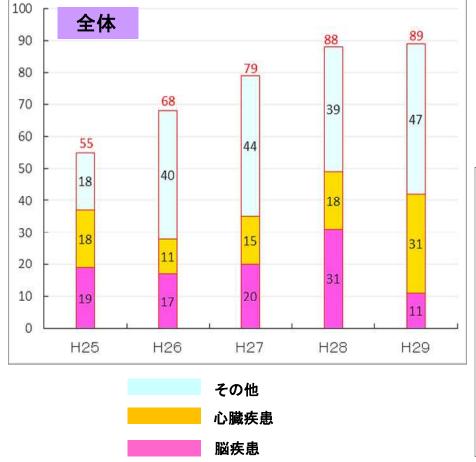
運転中(信号待ち、乗降扱い中を含む)に、意識障害等により、 **運転操作が不能**となったもの

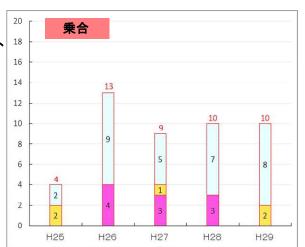
運転者の健康状態に起因する事故報告件数の推移

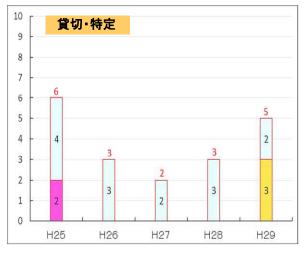


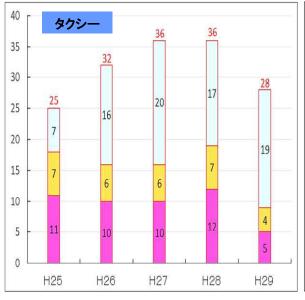
<u>運転中の操作不能</u>事案‱の<u>脳・心疾患</u>の割合

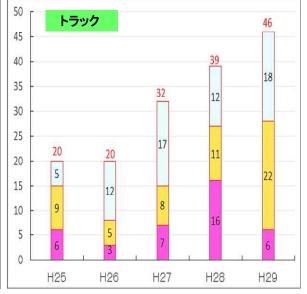
※ 運転中(信号待ち、乗降扱い中を含む)に、意識障害等により、 運転操作が不能となった事案の報告件数







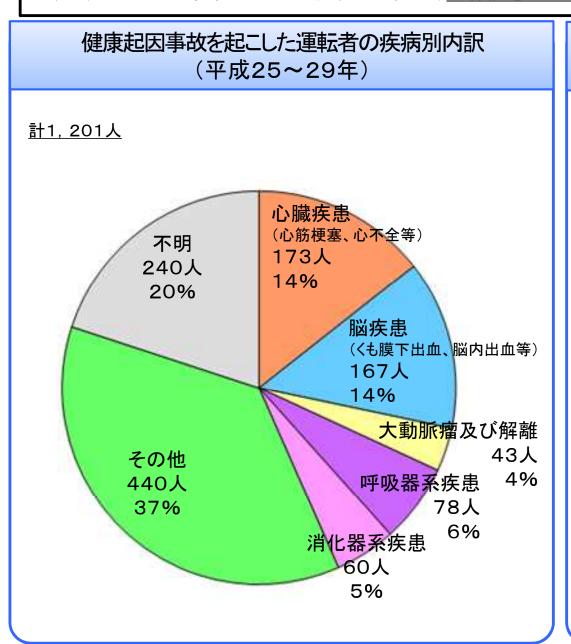




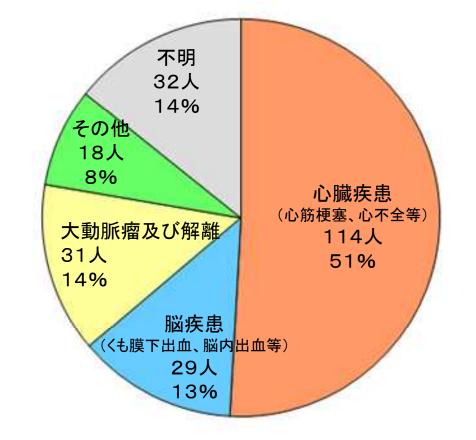
健康起因事故の疾病別の内訳(平成25~29年)



〇過去5年間で健康起因事故を起こした運転者1,201人のうち<u>脳疾患、心臓疾患がそれぞれ14%</u>を占める。 〇うち、死亡した運転者224人の疾病別内訳は、<u>心臓疾患が51%、脳疾患が13%、大動脈瘤及び解離が14%</u>を占める。



健康起因により死亡した運転者の疾病別内訳 (平成25~29年)



自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドラインの公表(H30, 2, 23 国土交通省



平成30年2月23日 自動車局安全政策課

「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」を策定しました

自動車運送事業者における運転者の脳健診受診等を促進し、健康起因事故の防 止を図るため、脳血管疾患対策を進めていくために知っておくべき内容や取り組む 際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイド ライン」を策定しました。

近年、事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなる事案の発生 件数が増加しています。その中で最も多いのは、脳血管疾患であり、事業用自動 車の運転者に関する脳血管疾患対策が必要となっています。

このため、国土交通省では、産官学の幅広い関係者からなる「健康起因事故対 策協議会」を設置し、脳血管疾患対策等の在り方について議論をしてきましたが、 今般、同協議会での議論を受けて、自動車運送事業者が、運転者の脳健診の受 診等、脳血管疾患対策を進めていくために知っておくべき内容や取り組む際の手 順等を具体的に示した「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」 (別添1参照)を策定しました。

また、本ガイドラインの普及を図るための概要版(別添2参照)を作成しました。

自動車運送事業者において、本ガイドラインを活用することにより、脳健診の受 診や治療の必要性について理解が浸透し、事業者による自主的なスクリーニング 検査の導入が拡大することが期待されます。

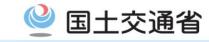
自動車運送事業者における 脳血管疾患対策ガイドライン ~脳健診の必要性と活用~



平成30年2月23日

国土交通省自動車局 事業用自動車健康起因事故対策協議会

運転者向けスクリーニング検査の普及促進のための取組



スクリーニング検査普及に向けたモデル事業

- ◆健康起因事故防止のため、主要疾病の早期発見に有効とされるスクリーニング検査について、 モニター事業者を選定。
- ◆ガイドラインに沿って、モニター事業者の運転者が実際にスクリーニング検査を受診。
- ◆受診結果やその後の運転者に対する事業者の対応、事業者に対する影響等について調査 を実施。
- ◆その結果を、同検査の業界全体への普及拡大に向けた方策の検討に活用。

スクリーニング検査普及状況調査

◆スクリーニング検査を普及させるための方策や検討に必要となる、事業者における同検査の 普及状況やその導入に向けた課題等を把握するため、アンケート調査を実施。

健康起因事故防止セミナーの開催

◆国土交通省で行っている健康起因事故防止対策、事業者によるスクリーニング検査の受診に関する取組等について、有識者、関係企業、国土交通省等が紹介する形式のセミナーを 事業者を対象として開催。